

## 高知市と一般社団法人高知イノベーションベースとの包括連携に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と一般社団法人高知イノベーションベース（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、高知市における起業及びイノベーション活動の活性化、産・官・学の交流及び学びの機会の創出を通じた人材育成、地域課題の解決に向けた多様な知見の共有及び実践等に取り組み、もって産業の活性化及び雇用の創出並びに地方創生の推進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について、相互に協力・連携する。

- (1) 高校生、大学生等の起業への関心を高める取組に関する事
- (2) 高校生、大学生等に地元企業の魅力を伝える取組に関する事
- (3) 公務員、起業家、学生等の交流を通じた人材育成に関する事
- (4) 地域の社会課題の解決に向けた調査研究等に関する事
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な取組に関する事

2 前項の連携事項の具体的な内容については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年2月21日

甲 高知県高知市本町五丁目1番45号  
高知市  
高知市長

乙 高知県高知市新本町2丁目4-3 blissビル2階  
一般社団法人高知イノベーションベース  
代表理事